

徳島県鳴門総合運動公園野球場リニューアル記念動画

制作委託業務・仕様書

1 制作目的

1973年12月の開場以来、約50年の長きに亘り多くの球児が夢を追い、また、野球を愛する皆様の憩いと交流の場として愛されてきた徳島県鳴門総合運動公園野球場（愛称：オロナミンC球場、以下「オロナミンC球場」という。）が、約3年半の休場を経て、本年度中にリニューアルオープンする予定である。

新球場は「県民、誰もが安心・快適に利用でき、夢と希望あふれる球場」をコンセプトに、「する」人も「観る」人も、そして「関わる」人も快適に利用でき、また、約2万人を収容するプロ野球公式戦に対応した球場へと生まれ変わる。

そこでこのリニューアルを記念し、旧球場において繰り広げられた熱戦の記憶や先人が紡いできた歴史を振り返りつつ、新球場を舞台とするまだ見ぬ未来への期待を表現する動画を制作することで、新球場への機運醸成と利用促進を図る。

2 業務内容

（1）動画の内容

旧球場において行われた様々な試合や行事などの映像、写真素材等を使用するとともに、新球場での映像資料撮影、その他下記内容を踏まえた動画制作に必要な映像制作を行い、本業務の目的に合致する映像を制作すること。

- ① リニューアルするオロナミンC球場の魅力を伝える動画とすること。
- ② リニューアル前の旧球場における熱戦の記憶や数々の思い出を未来へと引き継ぐことができる動画とすること。
- ③ SNS等、現代の情報発信ツールに対応するなど、老若男女問わず多くの方にリーチする動画とすること。

（2）制作本数

少なくとも次の3本の動画を制作すること。

	主な内容	長さ	備考
①	旧球場の歴史を紹介するとともに、新球場の魅力を伝える	5分程度	概ね1年程度使用を想定
②	新球場の設備や魅力を存分に発信	3分程度	長年に亘り使用を想定
③	②の概略編	30秒程度	長年に亘り使用を想定

(3) 動画の制作方法等

- ① 動画の解像度はフルハイビジョン（1920×1080）以上とし、縦横比は16：9とすること。
- ② 動画制作の前にシナリオ、原案となる絵コンテ等を提出し、発注者と事前に動画の構成等について調整すること。
- ③ 発注者による複数回の動画の確認及び修正指示の機会を設けること。その際、発注者の指示に合わせた修正を行うこと。
- ④ 必要な映像・音楽等についてはすべて受託者が用意すること。なお、リニューアルに向けた工事中のオロナミンC球場の画像素材など、発注者が保有する素材を提供することは可能であること。

3 成果品

(1) 納品媒体

- ① 再生用データ 5部
汎用DVDプレーヤーで再生可能なDVD-VIDEO形式で記録したDVD-ROM
 - ② 動画配信、ウェブサイト掲載用データ
PC等で再生可能なMP4及びMOV形式のファイルを保存したHDDまたはSSD等
 - ③ 非圧縮の映像マスターデータ一式を保存したHDDまたはSSD等
- ※ なお、制作した動画は、YouTube、ホームページ、デジタルサイネージ等にて使用するため、これに適したデータを納品すること。

(2) 納品期限

令和9年3月31日（水）

- ※ ただし、令和9年3月上旬に予定しているイベントにおいて上映する可能性があるため、2（2）①の動画については、令和9年2月26日（金）までに納品すること。

(3) 納品場所

徳島県観光スポーツ文化部交流拠点戦略課
（徳島県徳島市万代町1丁目1番地）

4 特記事項

- (1) 成果品の著作権（著作権法第21条から第28条に定める権利を含む。）については、成果物の納品をもって発注者に帰属するものとし、発注者（発注者が指定する者を含む。）は受託者に事前の連絡なく加工及び二次利用できるものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、発注者は権利留保物について独占的に使用できるものとする。

- (2) 受託者は発注者に対し、成果物に関する著作権者人格権（著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に定める権利を含む。）を一切行使しないものとする。
- (3) 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、音楽、映像等を使用するときは、その使用に関する一切の責任及び費用の負担を負わなければならない。成果物が第三者の権利を侵害したことにより当該第三者から使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受託者は発注者に生じた損害を賠償し、当該紛争における一切を処理しなければならない。
- (4) 受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）の実施に当たって知り得た秘密や情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (5) 業務の遂行に当たり発生した事故等は、受託者の責任で対処すること。ただし、発注者がその損害を発注者の責めに帰する事由により発生したものと認めた場合は、発注者もその損害を負担するものとし、負担額は発注者と受託者の協議で決定する。
- (6) 業務の実施に当たっては、関係法令、条例及び規則を遵守するとともに、発注者と十分協議しながら事業を進めること。また、発注者の求めに応じ、随時、業務の進捗及び成果について報告すること。
- (7) 当該業務内容の変更に伴う仕様の変更、委託料の変更、及びこの仕様書に記載されていない事項や疑義が生じた場合については、速やかに発注者と協議の上、決定するものとする。